

社会福祉法人福島県福祉事業協会における身体拘束等の適正化に関する指針

(令和4年4月1日制定)

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 協会としての理念

① 身体拘束の原則禁止

障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、本人の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、本人の能力や人権を奪うことにつながりかねない行為です。当協会は利用者及び入所者（以下、利用者等）の一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、事業を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

<参考>

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥車椅子や椅子から落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。
- 「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると身体拘束適正化委員会(以下、委員会)及事業所部会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者等の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 協会としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

① 利用者等の理解と基本的な支援の向上により身体拘束のリスクを除きます。

利用者等一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して協会全体の資質向上に努めます。

管理者・施設長・サービス管理責任者等が率先して協会内外の研修に参加するなど、協会全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、強度行動障害による行動・心理状態について協会で習熟に努めます。

③ 身体拘束適正化のため利用者・ご家族等と話し合います。

利用者ご本人とご家族にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 委員会の設置及び開催

委員会を設置し、協会で身体拘束適正化のために取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者等に係る状況の確認を含みます。委員会は年1回以上の頻度で開催します。ただし、施設、事業所の部会の開催は必要に応じて施設、事業所等長が招集し開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

施設、事業所の管理者・サービス管理責任・児童発達支援管理責任者、法人本部事務局、看護師、その他必要とされる者

(3) 委員会の検討項目

① 前回の振り返り

② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③ (身体拘束を行っている利用者等がいる場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④ (身体拘束を開始する検討が必要な利用者等がいる場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤ (今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合)

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)

⑧ 今回の議論のまとめ・共有

※(参考様式)身体拘束適正化委員会会議録

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(参考様式①「身体拘束適正化委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、全職員に周知徹底します。

3 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のために、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと)
- ・一時性(身体拘束が一時的なものであること)

(3) 要件合致確認

利用者等の態様を踏まえ委員会又は事業所部会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(4) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

※記録1「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書及び意見書」

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会又は事業所部会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※記録2「緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録」

6 利用者等による本指針の閲覧

この指針は、協会で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や協会ホームページへ掲載します。